



# 鳥取県公報

平成16年9月30日(木)  
号外第138号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(72)(建築課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 西伯郡南部町の設置に伴い、基準積雪量に関する市町村の区域の表示の改正を行うこととした。(別表第3関係)
- 2 この規則は、平成16年10月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第72号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第3(第6条の2関係)			別表第3(第6条の2関係)		
区 域	基 準 積雪量 (メー トル)	標高に 乗ずる 数値	区 域	基 準 積雪量 (メー トル)	標高に 乗ずる 数値
略			略		
境港市並びに西伯郡岸本町、同郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町、同郡名和町及び同郡南部町並びに日野郡江府町及び同郡溝口町	0.6	0.0036	境港市並びに西伯郡西伯町、同郡会見町、同郡岸本町、同郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町及び同郡名和町並びに日野郡江府町及び同郡溝口町	0.6	0.0036
略			略		

## 附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。